

名 称		みよし打越山ノ神地区計画 (平成27年9月25日みよし市告示第50号)	
位 置		みよし市打越町山ノ神、生賀山、井流の各一部	
面 積		約2.4ha	
地区計画の目標		本地区は、みよし市の東部に位置し、県道駕鴨三好線・豊田東郷線、一般国道153号線に近接し、東名三好インターチェンジまで約3.5km、豊田インターチェンジまで約4.5kmと交通アクセスに優れている。 本地区計画は工業地区に隣接する本地区の適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、地区周辺の良好な都市環境を維持し、効率的な流通業務機能の向上を図ることを目標とする。	
区域及び保全の整備開発方針	土地利用の方針		本地区は、流通業務を主体とし、周辺環境等への配慮を行うとともに、建築物等の規制・誘導を積極的に推進し、地域振興と地域整備とが一体となるよう調和のとれた土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針		良好な流通業務環境を維持すること及び景観等に配慮するため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 倉庫 2 前号の建築物に附属するもの
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から地区計画区域境界までの距離は10m以上としなければならない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺の景観と調和したものとする。
	現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限		樹林地・草地の木竹は、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 6 敷地への出入口、案内板等、施設の土地利用上、必要最小限のやむを得ない木竹の伐採

「区域、壁面の位置の制限及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」